



「福祉のまちづくり」をみんなで応援しよう！

狛江市社会福祉協議会「会員制度 協賛店事業」

協賛店を募集します

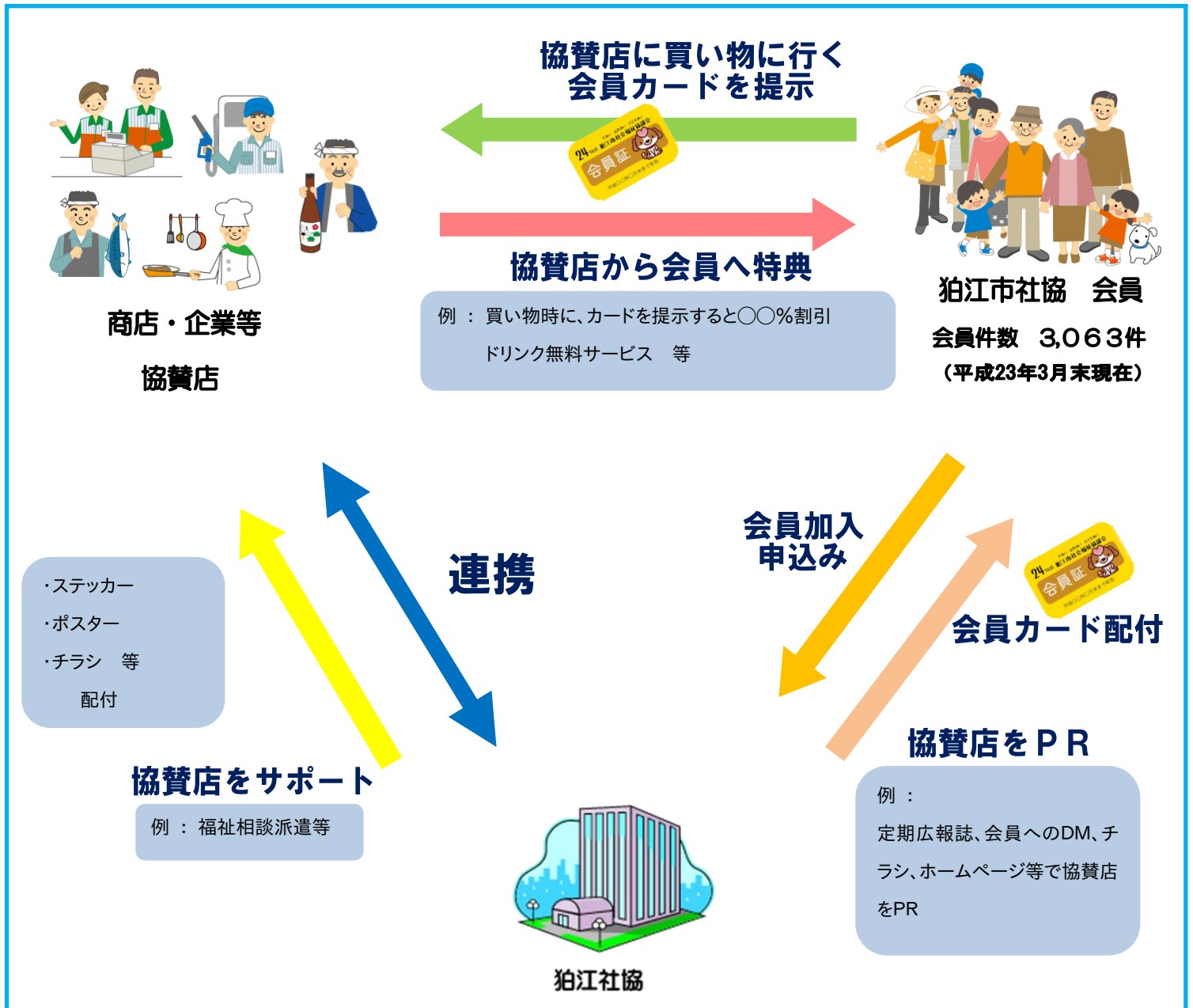
狛江市社会福祉協議会では、本会の地域福祉活動、会員制度にご賛同いただき、その普及・啓発にご協力頂ける店舗を募集します。皆様の店舗・施設等を狛江市全域でPRするとともに、狛江市の地域福祉を支えてください。

協賛店とは？



狛江市の地域福祉を支えてくださっている狛江社協の会員に対し、特典の提供をしていただく等、狛江社協の会員制度の普及・啓発にご協力頂くものです。これらにより、狛江社協の会員の拡大、市内の地域福祉活動の充実をはかります。

事業のイメージ図



協賛店ではどのような特典を提供すればいいの？

狛江市社会福祉協議会の会員がお店を利用し、会員カードを提示した時に、**お店独自の特典**（おまけ、値引き等）を可能な範囲でお願いします。

- 例 ・お買い上げ、お食事時等に ○○%引き
- ・お買い上げ、お食事時等に お菓子、ドリンク等をサービス

以上のような例を参考によりしくお願いします。

協賛店になると・・・

- 1 狛江市社会福祉協議会が定期的に発行している広報紙「社協だより」、会員への定期郵送物、パンフレット、ホームページなどに、「地域」、「福祉のまちづくり」を応援して下さるお店として無料で紹介します。福祉という今までなかった分野からのPRとなるので、注目度は高く、**認知度アップ**につながります。
- 2 「地域」、「福祉のまちづくり」に貢献しているということで、お店の**イメージアップ**につながります。
- 3 協賛店になる為の登録費用等はありません。

協賛店になるには

狛江市社会福祉協議会の活動及び会員事業の趣旨にご理解・賛同の上、本会の会員カードを提示した会員に対し、割引、特典等のサービスを提供することができる商店・企業様を協賛店舗として登録いたします。協賛頂ける場合には、別紙「協賛店登録申込書」にて本会までお申込みください。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、協賛店舗としての登録はいたしかねますのでご了承ください。

- (1) 協賛店事業実施要綱またはこの要綱に基づく規定に違反するもの
- (2) 会員制度協賛店事業の実施上、支障があると認められるもの
- (3) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 人権侵害の事象があるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他、登録しないことが適当と認められるもの

【問合せ・申し込み先】

〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

地域福祉課 組織管理係 協賛店事業担当

電話 : 03-3488-0294 F A X : 03-3430-9779 U R L : <http://294.komae.org/>